

Title	近世地方芸能興行の研究
Author(s)	竹下,喜久男
Citation	大阪大学, 1998, 博士論文
Version Type	
URL	https://hdl.handle.net/11094/40993
rights	
Note	著者からインターネット公開の許諾が得られていないため、論文の要旨のみを公開しています。全文のご利用をご希望の場合は、〈ahref="https://www.library.osaka-u.ac.jp/thesis/#closed">大阪大学の博士論文についてをご参照ください。

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

Osaka University

- [17] -

五 **竹 苄 喜久剪**

博士の専攻分野の名称 博 士 (文 学)

学位記番号第13529号

学位授与年月日 平成10年2月13日

学 位 授 与 の 要 件 学位規則第4条第2項該当

学 位 論 文 名 近世地方芸能興行の研究

(主査) 論文審査委員 助教授村田 路人

安 貝 明教授 村田 路人 (副査)

教 授 天野 文雄 教 授 平 雅行

論文内容の要旨

本論文は、近世後期、地方都市およびその周辺において行われていた芸能興行が具体的にどのような展開を見せたのか、それが地域にどのような社会的・経済的影響を与えたのかを検討し、近世社会の中に芸能興行を位置づけようとしたものである。本論文は、1997年1月に清文堂出版より刊行されたもので、「序」と8つの章および「結びにかえて」より成る。体裁は、A5判、本文918字詰322頁(400字詰換算739枚)である。以下、順を追って各章の要旨を述べる。

「序」では、近世における芸能の商品化と芸能市場の形成についての研究史を振り返り、芸能の商品化の具体的内容の解明、地方都市やその周辺における芝居興行の検討の必要性を指摘するとともに、これらの課題を追究するにあたって留意すべき論点、すなわち幕藩領主権力と芸能興行とのかかわり、興行にあたっての興行主の工夫、芸能興行を支える観客の役割、芸能興行の社会的・経済的波及効果を提示している。

第一章「地方芸能興行についての意見」は、芸能興行に対する考え方を、領主・村方・町方のそれぞれについて分析したものである。領主層は、風俗統制の必要上、芸能興行に対して否定的な見方をする場合もあるが、むしろ領民の憂さ晴らしと地域経済の振興という観点から、それを積極的に認めることが多かったこと、町方も、町の繁栄を願う立場からそれを重視しており、個人持ちの芝居小屋を建て替えるに際し、小屋の公的性格を強調して資金援助を町に願う例もあったこと、それに対して村方指導層は、近世後期加賀藩の一豪農の上書によれば、農本主義に基づく藩の国益重視という観点から、きわめて厳しい見方をしていたことを指摘している。

第二章「津山城下の賑わいと芸能興行」は、19世紀初期に美作国津山城下町およびその周辺で行われた他所芝居の実態を、主として「町奉行日記」・「国元日記」などの津山藩松平家文書(津山郷土博物館所蔵)を用いて分析したものである。まず、分析の前提として、津山での止宿者数や津山に持ち込まれた商品についての数量的分析と、当時しばしば行われた富籤の一種である万人講の実施状況の紹介を行い、津山城下においては人と物と金銭が大量に動いていたことを指摘する。ついで、18世紀初期~幕末の興行について、興行場所・動員観客数・興行出願人・興行期間・興行内容の概観を行ったのち、天保7年(1836)に、城下の人馬問屋町人の出願によって実現した大坂の嵐亀蔵一座の興行

の実態分析を行っている。城下はずれにおいて15日間の日程で行われた興行は、人気を博し、金銀の市中融通に役立ったという。本章では非人芝居についても若干触れるところがある。非人芝居は、藩に対する役負担の見返りとして認められたもので、万歳芸が演じられたが、興行が安定的に保証されていたわけでなく、また少数の役者によって演じられるため、特に新味を出す工夫が求められていたとしている。

第三章「美作一宮市町の興行」では、津山城下町からやや西に位置する一宮中山神社境内で行われた芝居興行の実態を明らかにしている。ここでも、考察の前提として、神社の財政状況、一宮市町(毎年、特定期間に催される商品市。年に数回あった)および、この市町で催された牛馬市の概況が述べられる。ついで、興行引請人らが神社に提出した請合一札を中心に、18世紀初期から幕末までの興行一覧表を作成し、それをもとに、興行引請人は、市関連など、さまざまな情報ルートによって興行を計画したであろうこと、引請人は当初木戸銭の3割を神社に納入していたが、のちには地代金納入となったこと、興行内容は多彩であったことを述べ、最後に天明期・天保期の藩の興行統制についても触れている。

第四章「津山藩における家業督促策」は、18世紀後期以降幕末までの時期において、津山藩が領民に対して実施した家業専念政策を分析したものである。第二・第三章に見たように、津山城下町では市や富籤(万人講)や芸能興行がさかんに行われ、人と品物と金銭が活発に動く地であったため、領民はそれに足をすくわれる可能性が大きかった。それに対して藩は、さまざまな策を講じたことが明らかにされる。まず、寛政期には、心学者植村正助を招いて心学教化を図り、心学講釈、指導者の養成、心学講舎の設立などを行った。文化期には、郡代下役の建策により、農業に専念しない百姓を収容して、一定期間労働教育を施すための勧農所を設置した。町方では同時期、町内家業催促役を多数の有力町人に命じ、家業に精を出さない者の名前を町奉行に報告させている。天保期には、町奉行の提案により、町方で家業不出精の者を更生させる督業場を設けたほか、町人に学問を教える教諭所を設立している。ただし、教諭所での講釈に参加することは、かえって家業を妨げることもあり、町人にとって魅力あるものとはいえなかったという。

第五章「紀州田辺領における芸能興行」では,田辺安藤氏領の大庄屋組10組の1組であった田辺組の記録である「万代記」,および田辺町の町会所記録である「田辺町大帳」を主に用いて,近世における田辺町在の芸能興行を,地域との経済的かかわりという側面から検討したものである。領内の新熊野権現社の修復は,元来領主と町中の負担によって行われていたが,17世紀末になると,芝居興行や町の奉加,富突によって修復助成を行うこともあった。また,城下のうち,経済基盤が弱い紺屋町と江川浦には,景気浮揚のため芝居興行が認められることがあった。その他,18世紀後期以降,寺院修復助成芝居がさかんに行われたという。本章には,補論「『芝居勘定帳』について」が付され,18世紀中葉の4冊の「芝居勘定帳」から,興行収支明細や興行状祝を紹介している。

第六章「天保期道頓堀中の芝居と芝居主山村九郎治」は、天保改革期に、近江の山村九郎治が大坂道頓堀中の芝居 の芝居主になる過程と、芝居主山村氏の経営内容を、主として山村氏の日記である「諸事書留」により分析したもの である。天保期、道頓堀の芝居はおおむね不入りで、天保13年(1842)には芝居統制の触も出され、道頓堀興行界は厳しい環境下にあった。同14年に、長期にわたる慎重な交渉の末、中の芝居の芝居主となった山村は、近江水口藩掛屋で あり、茶の湯にも通じていた人物であったこと、芝居主の地所・建家買得資金は大半が借り入れであったこと、芝居主は地代・家賃だけでなく、さまざまな雑収入を得ていたことを明らかにしている。

第七章「聖徳太子千二百年忌開帳について」では,享保期以降,自力で伽藍の再建・修復等を行わねばならなくない。った大坂四天王寺が企てた,文政2年(1819)の聖徳太子千二百年忌法要・開帳について,主に四天王寺文書を用い,開帳と同時に行われた芸能興行も視野に入れながら検討したものである。開帳霊宝類は141点にのぼったこと,収入は,大坂市中町々・近在村々・諸仲間等よりの寄進が中心で,賽銭収入はわずかであったこと,道頓堀角之芝居で稽古浄瑠璃寄進興行が行われたこと,開帳参りの人々目当ての大掛かりな見世物小屋が作られ,評判をとったこと,開帳関連の刷り物が出版されたことを明らかにしている。

第八章「地方都市町人の学芸享受」は、加賀国氷見町で蔵宿を営むと同時に町役人でもあった田中屋権右衛門の学芸活動を、文政〜安政期にわたる権右衛門の日記「応響雑記」から明らかにしたものである。権右衛門は、氷見・今

石動・富山・金沢の芝居をたびたび見物し、三都の芝居情報にも詳しかったこと、軍書講釈や浄瑠璃を聞くこともしばしばであったこと、謡い・活け花の稽古に励み、俳譜にも通じて俳諸仲間の指導的立場にあったこと、町儒者の講釈も熱心に聴講し、修学意欲が強かったことを明らかにしている。

「結びにかえて」では、以上の各章の内容を要約している。

論文審査の結果の要旨

本論文は、主として、近世の地方都市に残る藩政文書や町方・村方文書、あるいは社家文書・町家文書を博捜しつつ、芸能興行の実態やそれが当該地域に及ぼした影響を論じたものとして、近世史研究に大きな貢献をなすものである。本論文は、さまざまな成果をあげているが、その第一は、従来の近世芸能興行の研究において手薄であった地方都市における芸能興行の実態を、良質かつ豊富な一次史料から、きめこまかく実証的に解明したことである。津山については、津山藩松平家文書の中にある「国元日記」や「町奉行日記」、あるいは一宮中山神社社家の日記から、約150年間にわたる興行の詳細な年表を作成するとともに、各興行における毎日の観客数・木戸銭収入額や、興行の過程が明らかにされている。また、田辺についても、大庄屋文書である「万代記」や、町方文書である「田辺町大帳」などから、約170年間の詳細な興行年表を作成している。これらは、近世芸能興行研究における基礎的成果として、今後の研究に寄与するところが大きいと考える。

本論文の成果の第二は、芸能興行と地域とのかかわりを、特に経済的側面から検討したことである。従来、このテーマは、多くの場合、文化史的側面から検討されてきたが、本論文では、芸能興行の経済的波及効果という点に着目している。芸能興行は寺社の修復助成や地域の振興などを目的として催される場合が多く、地域の経済状況と切り離して考えることはできない。本論文では、景気沈滞や飢饉後の地域社会の疲弊を解決する手段としての芸能興行という観点から、どのような経済状況の中で興行が行われるにいたったのか、また、それが地域にいかなる経済的影響をもたらしたのかを明らかにしており、芸能興行の側面から見た近世地域社会論としても評価できるものである。

第三の成果として、芸能興行に対する藩の政策の内容を探く掘り下げて分析したことがあげられる。近世においては、藩権力によって芸能興行が禁止されることや、興行願いが認められないことが往々にしてあり、藩の政策を無視して芸能興行を論ずることはできない。その場合、従来は最終的に実施された政策だけを問題にすることが多かったが、本論文では、領主側にもさまざまな立場があったことを明らかにしている。たとえば、第二章で明らかにされているように、津山では、実際に市中の行政を担当していた町奉行は、市中の現実的状況をよく認識し、興行願いに対しても、市中繁栄のため積極的な立場をとることが多かったが、藩上層部の御用番はおおむね厳しい対応をしている。これも、触だけでなく、「町奉行日記」のような、政策決定過程をうかがうことのできる史料を積極的に利用したことによって、明らかになったことである。また、従来は、藩の芸能政策を規制のイメージでとらえる傾向が強かったが、第一章における諸藩の芸能興行政策の検討から、全体的にみて、地域経済振興策として芸能興行をおし進めようとする姿勢が強かったことを指摘しているのは注目に値する。

第四は、第六章の山村九郎治や第八章の田中屋権右衛門のように、芸能興行と深くかかわった特定人物を取り上げ、日記などからそのかかわりあいを詳細に描くことで、芸能興行研究に広がりをもたせたことである。山村九郎治は芝居主として経営にかかわった人物であり、田中屋権右衛門は深い文化的教養を備えた熱心な芝居愛好家である。立場は異なるが、ともに芸能興行を支えた人物であり、これらの分析によって、地域の史料だけからはうかがい知れない興行環境が明らかになった。

以上のように、本論文の成果は少なくないが、問題とすべき点がないわけではない。第四章で、津山藩の家業督促策を論じているが、第二・第三章における芸能興行の分析とのかかわりが、いまひとつ明確でない。この3つの章によって、津山藩の生活文化的側面の研究が大いに進展しただけに、惜しまれるところである。

また、第一章において、村方指導層の芸能興行に対する意見を紹介し、第五章で、村の庄屋が芝居場の移転を願っ

た事例を紹介しているものの、実際の芸能興行について分析する際には、村方の対応があまり考慮されていない点も 気になるところである。興行は城下はずれで行われることも多かったし、観客も町方のものばかりではなかった。そ の点からすれば、農民にとっての芸能興行という視点も、もっと強く意識すべきであったと思われる。

とはいえ、以上の問題点は、本論文の諸成果にくらべ、小さなものにすぎない。よって、本審査委員会は、本論文が博士(文学)の学位にふさわしいものであると認定する。